

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年2月及び同年3月の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年4月1日まで
A社に平成6年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係るオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月28日）より後の平成6年4月8日付けで、申立人を含む11人について、資格喪失日が同年2月28日に遡って記録されているほか、同年4月8日付けで当該事業所の役員4人について標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の元代表取締役は、「社会保険料を滞納していたことはある。平成6年3月31日に会社は倒産した。」と証言している。

さらに、A社は法人事業所であり、適用事業所でなくなった日以降において、常時従業員が在籍していたことが複数の元従業員の証言等により推認でき、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日の同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成6年1月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月頃から28年2月頃まで

申立期間について、A社の下請けであるB社及びC社に所属して、D事業に従事した。当時、一緒に働いていた複数の同僚の氏名についても記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がD事業に従事していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が所属していたとするB社及びC社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、D事業の元請企業であるとするA社は、「申立人の在籍記録は無く、下請企業の記録は保管していないため、申立人の申立期間当時の勤務状況を確認できる資料が無い。」と回答している。

また、申立人は、B社及びC社に所属していたとする複数の同僚の氏名を記憶しているが、オンライン記録によると、その同僚も申立期間における厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、A社に所属していた同僚は、「下請企業の厚生年金保険の加入については、分からない。」としている。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 21 日から同年 8 月 24 日まで
昭和 42 年 1 月から A 社で勤務し、申立期間当時、B 社に社名が変わったが継続して勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 43 年 8 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は既に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の取締役は、「同社における社会保険の手続及び保険料控除については不明。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1769 (事案 162 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 16 日から 43 年 5 月 1 日まで
昭和 37 年 6 月から 43 年 4 月までの厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、当該期間については脱退手当金の支給済期間であるとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 43 年 5 月 1 日)から約 5 か月後の昭和 43 年 9 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 18 日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の結論に納得がいけないとしており、「前回の申立ての際に、『年金記録に係る確認申立書』において、『A社を退職後に退職金を受け取った。』と記載したが、最後の月の給料だったかもしれないので訂正したい。」として再申立てを行っているところ、記録訂正につながる新たな資料は提出しておらず、複数の元同僚に再聴取したものの、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月19日から同年9月15日まで
A社(現在は、B社)には昭和31年9月15日まで勤めていたのに、同年1月19日以降の厚生年金保険記録が無いので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が申立期間に同社C営業所に勤務していたとする元同僚のうち、住所が判明した2人に照会したところ、1人から回答があったが、「申立人を記憶していない。」としている。

また、B社は、申立期間当時の関係資料は残存せず、当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除については、不明と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は昭和31年1月19日となっており、オンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間のうち同年9月1日からは他の事業所の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。